【事例３】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私（丙本京子）は、夫（丙本三郎）から居住している家屋とその敷地（宅地、路線価地域）の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

（注）１ 特例の概要については、42ページを参照してください。
　　２ 「一般税率」については、35ページを参照してください。

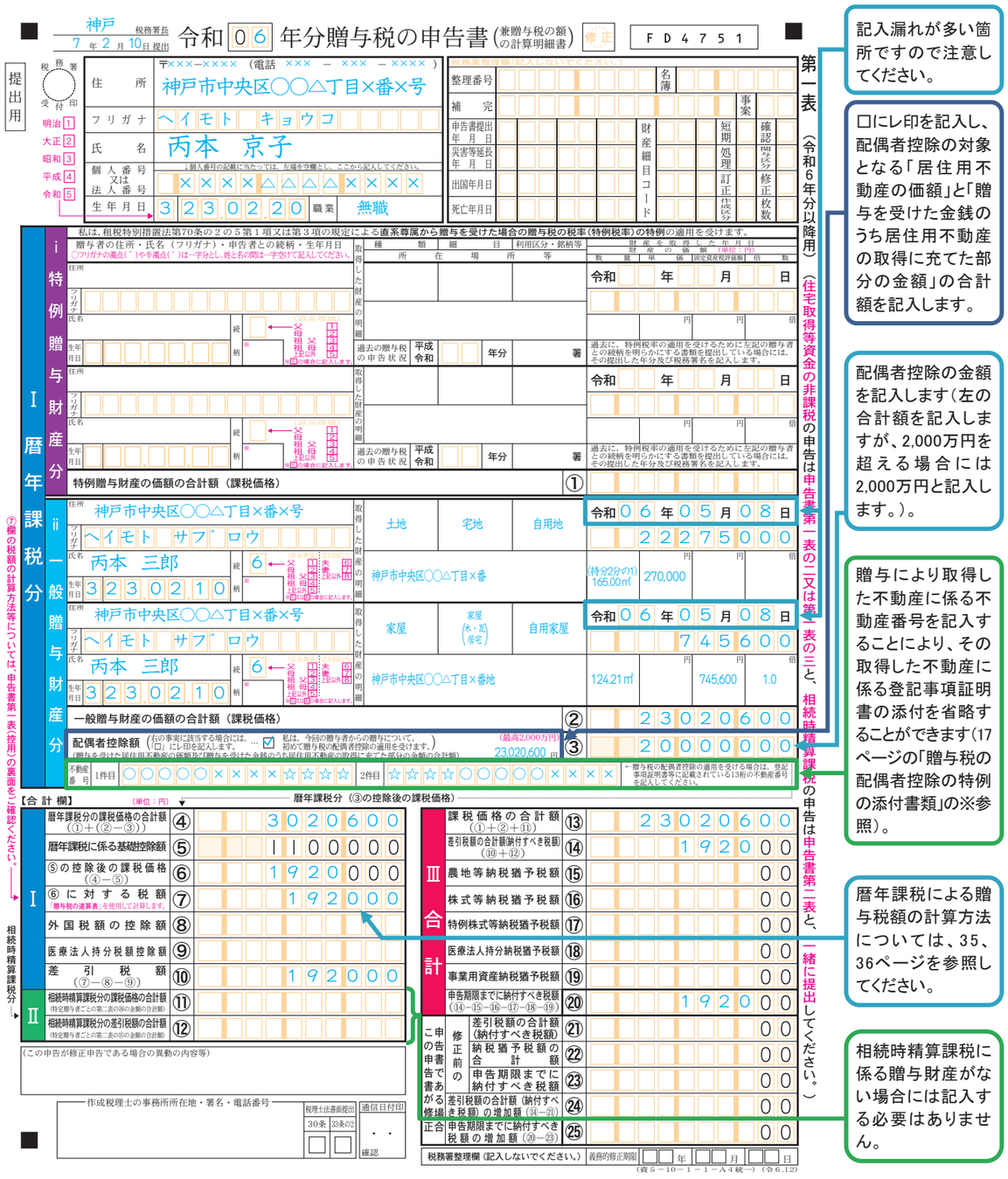

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します（左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。）。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます（17ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照）。

暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。

令和６年分　贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和６年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい いいえ	
4	【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和７年３月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は令和７年３月 15 日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

	添　付　書　類
1	**受贈者の戸籍の謄本又は抄本**（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	**受贈者の戸籍の附票の写し**（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	**登記事項証明書**などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※　申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。